

○水巻町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成9.3.14 制 定

平成14.3.1 一 部 改 正

平成31.1.1 全 部 改 正

平成31.4.1 一 部 改 正

令和6.4.1 一 部 改 正

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人水巻町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び旅費(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員選任・解任委員会委員、定款第31条に定める委員会委員及びこれに準ずる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

(1)会長 月額50,000円

(2)役員等が、その職務のため、会議に出席したときは、報酬として日額2,000円を支給する。

(3)専門委員会において、弁護士、医師、大学教授、大学准教授及びそれらと同等職の委員で、会長が特に必要と認めた場合は、前項の規定に関わらず、日額8,000円を支給する。

(旅費)

第4条 役員等が会長の依頼により職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は本人の指定する金融機関口座に振り込みをもって支給する。ただし、本人の希望等により、やむ得ない事情がある場合は、通貨をもって支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報

酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。